

県発注工事の総合評価の誤りに伴う契約解除について

令和6年8月6日
福島県県中建設事務所

1 事案の概要

県中建設事務所が発注した「河川海岸維持管理工事（河道掘削）」において、契約締結後、総合評価方式の評価の段階で、企業の技術力を評価する項目の中で誤って評価したことが判明し、本来、落札者とすべきでない相手方と契約していた案件が発生しました。

2 評価を誤った工事

工事名 河川海岸維持管理工事（河道掘削）
工事箇所 釈迦堂川筋
（岩瀬郡天栄村大字下松本地内）
契約日 令和6年6月24日
入札方式 条件付一般競争入札（総合評価方式・地域密着型）
工事概要 河道掘削工 L=346.0m V=1,349.4m³
契約金額 27,518,260円（税込み）

3 経緯等

入札結果情報をホームページに公表後、当該工事に対する問い合わせがあり、当事務所において確認したところ、総合評価方式の評価の段階で、企業の技術力を評価する項目の中で誤って評価したことが判明しました。

4 対応

契約相手方及び応札者に対し経過の説明と謝罪を行い、了解を得て契約を解除しています。

なお、当該工事の今後の対応につきましては検討しています。

5 再発防止策

入札・契約手続については、常日頃から十分に注意を払いながら業務を行っているところですが、今後は、一層のチェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

【問い合わせ先】

県中建設事務所

主幹兼専門技術管理員 吉澤 信之（電話024-935-1339）